

(2) 市の事業の企画・運営・実施状況(仕様書内)

項目	具体的な取組み	目標	平成30年度の実施状況	平成30年度の 評価 (20段階)	令和元年度の実施状況	令和元年度の取組み、成果、課題分析、評価	令和元年度 の評価 (20段階)	
1 児童発達支援事業について								
①	グループ療育の実施	月～金曜日の午前中に、グループ(1グループあたり4人～7人)を実施。	子どもの発達状態に合わせてグループをつくり、ひとりひとりの子どもの状態を把握しながら、生活の基本、言語性、動作性、社会性の発達を促し、集団適応能力を高める指導を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・195日実施 ・延べ児童数1,150人 ・午前中に、親子グループ療育(1グループあたり3～7人)を実施。未満児5グループ(週2回) ・年少児2グループ(前期のみ、週1回) 	18	<ul style="list-style-type: none"> ・194日実施 ・延べ児童数1,255人 ・午前中に、親子グループ療育(1グループあたり3～7人)を実施。未満児5グループ(週2回) ・年少児2グループ(前期のみ、週1回) 	<p>未満児の親子グループ療育は、早期から待機なく子どもの受け入れができるようにプログラムの工夫を行っている。グループ編成は半年ごとに見直し、必要に応じて療育プログラムを変更(メンバー構成や人数の調整)し、子どもの発達や特性に応じてより良い療育が提供できるように努めている。</p> <p>グループは発達や年齢・障がい等を考慮して編成し、子どもの自立に向けた基礎的な力を育てるとともに、親子での活動を通して、愛着関係を育みながら、子どもの困り感や気になることを療育の場面で保護者と共有し、その手立てを職員と一緒に考えていくことを目的に取り組んでいる。</p> <p>親子グループは、子どもの要求にじっくり向き合い、その子ならではの発見やコミュニケーションの手がかりを見つける場・関わり方を知る場、あるいは、同じ悩みを持った親同士の交流の場となり、発達支援の場であるとともに保護者支援の場ともなっている。</p> <p>未満児は基本的に親子グループ療育のみとしているが、利用状況や支援状況を検証しながら、療育支援のシステム全体を視野に入れ、より良い支援の体制作りが必要だと考えている。また、年少児の親子グループについては、幼稚園や保育園との併行通園となるので、園との連携が重要だと考えている。</p>	19
②	個別療育の実施	火～金において、職員と通園児による1対1の個別指導療育を実施。	指導員とマンツーマンで子どもの現在の課題に応じ、遊びや諸活動を通して生活経験を豊かにし、子どもの全体的な発達を促進する指導を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・188日実施 ・延べ児童数 1,598人 ・週1回の個別指導 	17	<ul style="list-style-type: none"> ・183日実施 ・延べ児童数 1,382人 ・週1回の個別指導 	<p>1対1の個別的な支援が必要な子どもに対しアセスメントを行い、ニーズを踏まえて、個別支援計画を作成し、目標と見直しを持って個別指導療育を実施。個別指導では、子どもの課題に応じた遊びや活動を通して発達を促す支援の提供に努め、支援の中で発見した子どもの力等の必要な情報を保護者と共有し、子どものこと、家族のこと、就園、就学のこと等の相談の中で、保護者の気持ちに寄り添い、信頼関係を築けるように努力している。</p> <p>支援が必要と判断され、ひまわりで受け入れる新規人数は増加傾向にある。地域の保育園や幼稚園で子どもの力が発揮していけるように、通園児の園の様子や療育の様子を職員間で情報共有し、個別支援の必要性を検討して市の委員会に諮っていく事で、ことばの教室での支援や、園での支援につながるように、多治見市の発達支援システム全体の中で、見直しをもって事業実施。(令和元年度新規受け入れ人数32名、ひまわり終了人数25名)。</p> <p>通園児にとって必要な支援を他の療育機関や保育園・幼稚園等に伝える事で、児に合った支援の場や支援の方法について関係機関で共有できるように、他機関との連携をより充実させていきたい。</p>	17
③	保育所等訪問支援事業の実施			<ul style="list-style-type: none"> ・112日実施 ・延べ児童数112人(一人につき月2回程度実施) 	18	<ul style="list-style-type: none"> ・88日実施 ・延べ児童数90人(一人につき月1～2回実施) 前期:6人(5園) 後期:6人(6園) 	<p>ひまわり利用児童を対象に、集団生活の場である保育園や幼稚園で通園児や保護者が安心して生活を送り、通園児や通園児に関わる子どもたちが地域で育ちあっていく事を目的に、保育所等訪問事業を実施。元年度より、私立園への訪問支援事業を開始し、事業の拡大と充実に向けて取り組んでいる。</p> <p>1クール(半期)6人ずつの児童を対象に訪問支援事業を実施。対象児一人一人に、個別の支援計画を作成し、集団生活の場で通園児に直接働きかける直接支援と、環境調整や周囲の関わり・支援方法について園の職員と一緒に考え助言する間接支援を行い、訪問の都度、報告書を作成している。園と保護者と同じ報告書を渡すことで、職員と園の職員・保護者で、通園児の様子や支援方法を共通理解しながら支援をすすめることにつながっている。</p> <p>対象児については、幼稚園や保育園の先生と子どもの姿を確認し合い、保護者の同意のもとで決定しているが、事業の利用に対する保護者のニーズの吸い上げについては課題もあり、今後、市とも連携しながら進めていきたい。</p>	19
④	児童発達支援計画・個別支援プログラムの作成(療育内容の検討)	年に2回(4月、10月)、個別支援計画書を作成し、利用者に確認をする。	子ども1人ひとりにあわせた計画の作成、検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・個別記録(面接記録、療育記録、発達検査記録、アンケート)の作成 ・個別支援計画書の作成(年2回) ・ケース会議の実施(月1回、適宜) 	17	<ul style="list-style-type: none"> ・個別記録(面接記録、療育記録、発達検査記録、アンケート)の作成 ・個別支援計画書の作成(年2回) ・ケース会議の実施(月1回、適宜) 	<p>保護者のニーズ(子どもに願う姿や、療育でつけていって欲しい力)の聞き取りや通園児のアセスメントをもとに全通園児に対し個別支援計画を作成。作成の際には、児童発達支援管理責任者が全通園児について担当職員と支援会議を行い、ライフステージに合わせた子どもの成長を見通して、1年後に目標とする姿や半年後に目標とする姿を明確化し、具体的な支援の内容を決定している。</p> <p>子どもの発達段階と特性の共通理解を図り、できることから取り組めるように、保護者にもわかりやすい言葉で伝えられている。支援計画を通して、関わる大人がどのような支援を行うことが必要か、焦らずに積み重ねていくことの大切さを伝え、保護者が具体的な対応方法を知り、家庭でも実行することで子どもの成長に繋がるよう丁寧に話している。また、定期的にケース会議(月1回以上)を行うことにより、常に支援方法の見直しを行い、職員間で子どもへの共通認識を図りながら、より適切な支援が提供できるよう、発達支援の資質の向上に努めている。</p> <p>個別支援計画は遅滞なく作成し、保護者の同意を得ながら支援を進めている。</p>	17
⑤	作業療法士による療育支援	さまざまな用具を使い、子どもの主体的な遊びのなかで、日常生活動作訓練や運動機能のリハビリ等を行う。	作業療法士の配置日数 週5日以上。	<ul style="list-style-type: none"> ・190日実施 ・さまざまな用具を使い、子どもの主体的な遊びのなかで、日常生活動作訓練や運動機能のリハビリ等を行う。 ・通園児の必要性に応じて、個別的またはグループ療育内で対応。 ・延べ個別支援児童数396人(個別指導対象児のみ) 	18	<ul style="list-style-type: none"> ・175日実施 ・さまざまな用具を使い、子どもの主体的な遊びのなかで、日常生活動作訓練や運動機能のリハビリ等を行う。 ・通園児の必要性に応じて、個別的またはグループ療育内で対応。 ・延べ個別支援児童数364人(個別指導対象児のみ) 	<p>年少以上児の個別的な支援については、特別支援計画を作成し、職員と保護者が子どもの姿と目標、支援内容を共通理解して支援を実施。特に運動面の課題が大きい子どもには、様々な評価方法を用いて課題を明確化し、身体を作っていくうえで取り組んでいくと良い遊びの内容を個別指導の担当職員と情報共有する等の連携を取る事で、より効果的な支援が行えるように努めている。未満児については月に2～3回程度、親子グループ療育に作業療法士が入ることで、運動遊びの設定についてアドバイスしたり、身体作りや感覚の受け止め方についての保護者勉強会を行うことで、情報提供や相談の機会を設けている。(グループ療育の中での対応児は指導対象人数に含まれていない)。</p>	17
⑥	ことばの指導	指導員による指導。	コミュニケーション能力、理解力、表現力等の向上をめざし、指導を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・184日実施 ・子どもとの関わりをなかで、言語の発達や発音等の評価と支援、SST(ソーシャルスキルトレーニング)を含めたコミュニケーション能力向上のための支援を行う。 ・年間3回、土岐総合病院の言語聴覚士による相談会を実施。 ・延べ個別支援児童数341人(個別指導対象児のみ) 	19	<ul style="list-style-type: none"> ・130日実施 ・子どもとの関わりをなかで、言語の発達や発音等の評価と支援、SST(ソーシャルスキルトレーニング)を含めたコミュニケーション能力向上のための支援を行う。 ・年間3回、土岐総合病院の言語聴覚士による相談会を実施。 ・延べ個別支援児童数286人(個別指導対象児のみ) 	<p>専門職員を常勤で配置していたが、産前産後休暇・育児休暇の取得により、代替職員を採用し、指導を実施。ことばの育ちの面から必要に応じて検査を行い、子どもを捉え、コミュニケーションする力や理解する力、表現力の向上を目指した支援を実施。年少以上児の個別的な支援は、特別支援計画をもとに職員と保護者が子どもの姿を共通理解しながら支援している。未満児については月に1～2回程度、グループ療育の中で対応したり、グループ療育を受けている保護者を対象にことばの育ちに対する勉強会を実施する等の対応をしている。(グループ療育の中での対応児は指導対象人数に含まれていない)</p> <p>近隣の医療機関で言語療法を受けている利用児に対しては、保護者を通して指導の内容を情報交換し、療育指導の中で取り組む事を確認するよう努めた。</p> <p>単発的に、土岐市総合病院の言語聴覚士の相談会を土曜日に開催し、利用児のことばの育ちや医療機関での訓練の必要性の有無について職員間や家族間で共通理解を図った。</p>	18

⑦	摂食指導の実施 ＜※「仕様書」の内容により、「自主事業」で評価する。＞							
⑧	指導員と利用者等との個別懇談の実施	年に2回、個別支援計画の提示をしながら、今後の支援について保護者と話をします。	子育て不安の軽減や子育て環境を整えるため、保護者が抱える悩み、児童の状況把握を行い、心理的な側面からの支援や具体的なアドバイスを提供します。	・グループ懇談2回、職員との個別懇談2回実施。	18	・グループ懇談2回、職員との個別懇談2回実施。	日々の療育や定期的な懇談により、職員との信頼関係を築き、より丁寧な支援に繋げるよう努めた。グループ療育では、親子で活動する事の意味や目的を丁寧に説明する機会や、懇談会・おしゃべり会等の機会を設けることで、保護者の疑問や心配なことに応え、安心して療育に通えるように努めた。個別療育では、毎回療育後にフィードバックの時間を設けている他、支援計画作成時に、家庭の様子や園の様子、保護者の困り感やニーズを聞き取り、不安に感じていることや困っていることに個別に対応し、担当職員とコミュニケーションを図りながら支援を実施。また、保護者アンケートにより、思いや感想、要望等を把握し、必要に応じて管理者との懇談を設けた。以上により、日常的な保護者の要望に迅速に対応した(登園時の駐車場への誘導職員の配置、療育後の保護者支援の際の子どもの安全管理等)。保護者からの要望・意見については、掲示等により保護者にも情報公開している。	18
⑨	保護者への療育支援	新しい園児の家へ年度当初に家庭訪問を実施し、子どもの状況を把握する。個別療育終了時にフィードバックを含む保護者支援の時間を設ける。必要に応じて訪問支援を行う。	日々の療育の中で、保護者の話に耳を傾ける。特に定めていないが、計画的な訪問支援(家庭、保育園、幼稚園、保健センター)を実施する。	・家庭訪問実施 7月 ・保育園、幼稚園訪問 6～8月、12～1月 ・保護者が気軽に集える「おしゃべり会」「クリスマスリース作り」等を実施。年7回	17	・家庭訪問実施 7月 ・保育園、幼稚園訪問 6～8月・適宜 ・保護者が気軽に集える「おしゃべり会」「クリスマスリース作り」等を実施。年7回	連絡ノートや個別療育終了後のフィードバックの時間を活用し、子どもの姿や課題を保護者と共通認識するよう努めた。また、おしゃべり会等保護者が気軽に参加できる機会を設け、保護者間の交流を図った。新規通園児と担当が変わった通園児に対しては家庭訪問を行い、家庭の状況や家での過ごし方等も確認しながら保護者の懇談の時間を設けた。また、園での様子を把握するため職員が園を訪問したり、園の担当者に療育の様子を見てもらう機会を設けることで、保護者を含めた関係者、子どもの育ちや支援について共通理解できるように努めた。子ども支援課、教育委員会と連携し、就園・就学についても勉強会や個別の相談の機会を設けて保護者と情報を共有し、その結果、スムーズかつ適切に就園・就学について支援することができた。	17
⑩	保護者を対象とした研修会の実施	保護者が療育や障害に関してより理解を深めるために、研修会を実施する。	年2回以上実施する。	・6/20子育てについて(臨床心理士・水野香代先生) ・6/21栄養相談(保健センター・栄養士) ・9/6就園について(子ども支援課) ・9/7OBさん講話 ・11/18発達に躓きのある子どもの理解と支援(大湫病院 関正樹先生) ・1/16就学について(教育相談室 安田先生) ・1/20子育てについて(なかよし・ひまわり合同)	18	・6/19OBさん講話 ・6/27栄養相談(子ども支援課 栄養士) ・9/5就園について(子ども支援課) ・9/26子育てについて(臨床心理士 水野香代先生) ・11/10発達に躓きのある子どもの理解と支援(大湫病院 関正樹先生) ・1/15就学について(教育相談室 後藤先生) ・1/11子育てについて(なかよし・ひまわり合同)	子育てや教育支援、発達障害に関わる講演会、就園・就学に向けての勉強会を、専門講師を招いて実施。幅広く知識や情報の提供ができるよう、内容や講師選定を行い、勉強会ごとに保護者に事前アンケートを取り、知りたい事や質問事項を把握し、子どもの発達や保護者のニーズに合わせた幅広い内容を実施。勉強会の時期と内容を再度見直し、就学先の決定の前にOBの話を聞く機会を設けたり、発達障害に関する知識理解だけでなく、境界知能の子どもの理解や支援方法等を勉強会の内容に取り入れる等、保護者の要望に応えながら勉強会の充実を図った。勉強会の講師は、医療機関職員等の専門職だけでなく、身近な地域の専門家の力を活用することで、保護者の学びの場になるだけでなく、困ったときにどこへ相談に行けばよいのかを知る機会となった。また、事前の打ち合わせを詳細に行い、他機関と連携を図る事で、関係機関との縦横のつながりを深める事ができた。	18

2 相談・検診育成支援について

①	要観察児の事後支援事業への参加	保健センター事業であるワンパク教室への参加。	ワンパク教室1(月1回)への参加支援。	・ワンパク教室(1) 月1～2回参加	17	・ワンパク教室(1) 月1～2回参加	ワンパク教室(フォローアップ教室)では、活動内容や設定について一緒に考えたり、職員として参加する事の意味や役割について保健センターとカンファレンスを重ねる等、各機関と連携して保護者支援に努めた。また、子育て支援・発達支援の両視点から参加親子に関わることで、個別支援の必要性についての見極めにも繋げた。職員が参加することで、療育に通う前から通園児や保護者、職員との面識を持つことが出来、特に療育に通う事に不安が強い保護者に対しては、通園に対する様々な不安を軽減できるケースが多数あった。	17
②	発達検査の実施	検査器具を使用して、子どもの発達状況を把握すること。	1人年1回以上実施する。	・検査器具を使用して、必要に応じて子どもの発達状況を把握した。 ・作業療法士によるJMAP検査、フロスティグ視知覚機能検査の実施。 ・言語聴覚士によるS-S法言語発達遅滞検査の実施。	18	・検査器具を使用して、必要に応じて子どもの発達状況を把握した。 ・作業療法士によるJMAP検査、フロスティグ視知覚機能検査の実施。 ・言語聴覚士によるS-S法言語発達遅滞検査の実施。	作業療法士による感覚統合の検査(JMAP)、フロスティグ視知覚機能検査を行い、子どもの感覚の発達や目と手の協調性等、運動発達の状況を把握できた。また、言語聴覚士による検査(S-S法)により、ことばの理解や表出、構音についての発達や課題を把握できた。検査結果や作業療法士・言語聴覚士の所見を個別支援計画作成に用い、子どもの姿を多面的に捉えながら発達支援を実施。検査の結果を保護者に伝えることで、子どものことを一緒に考える材料として役立て、療育終了児に対しても、医療機関受診判断の時期等、先の見通しを伝える事にもつながっている。	18
③	育児相談・発達相談	通園児以外の親子に対しての面接相談及び見学の受け入れ。保健センターの乳幼児健診での発達及び療育相談。	面接、相談を受けた親子に対してのフォローを行う。	・年間延べ42件実施。 ・健診等で、療育が必要だと判断された子どもへの対応として面接、相談を受ける。	18	・年間延べ37件実施。 WGで療育を勧奨された子どもへの対応としての面接、相談。 ・電話相談(3件) こそだているは帳を見て電話をくださる方等への対応	基本的には療育や入園に関する面接・相談を実施。市の発達支援委員会で療育機関を決定できなかった時の検討児については、なかよし・ひまわりの両職員で面談し、支援が必要な子どもに、より適切な療育機関が案内できるように努めた。保護者は不安の中で来所されるので、通園に繋がるよう、聞き取りを重要視し、不安な気持ちを受け止めながら、困り感やニーズを把握し、通園について丁寧に説明するように心がけた。また、こそだているは帳等を見て子どもの成長・発達について問い合わせがあった場合は、相談対応し、必要に応じて支援機関に繋いだ。	18
④	療育研究会の実施	療育の検証を目的として、外部の専門家を招いて療育を行い、指導員及び利用者に対してより専門的な指導を受ける。	療育研究会は年2回以上実施する。	・療育研究会(園内研)年3回実施。 7/17、2/6 郷田賢教諭(東濃教育振興事務所) 10/23 関正樹医師(大湫病院)	18	・療育研究会(園内研)年3回実施。 7/5、1/29 郷田賢教諭(東濃教育振興事務所) 12/3 関正樹医師(大湫病院) ・愛着関係についての研修会(講話とワークショップ)の実施 2/17 信太寿理先生(中京学院大学)	指導員の療育を検証を目的に、外部の講師(東濃教育事務所、大湫病院児童精神科医)を招いて研究会を実施。支援案からフィードバックまでの過程を全職員で共有し、会議を重ねた。対象児について、様子の把握や支援方法について話し合いを何度も重ねることで、全職員が個々の支援方法について考える機会となり、職員の意識改善と資質向上に繋げることができ、支援の幅を広げる事が出来た。また、講師と勉強会の時間や意見交換の時間を設け、療育の指導方法の検証だけでなく、発達についての基礎知識の再確認、子どもの捉え方や就園・就学を含めた先の見通しを持った支援という点についても見識を深めることが出来た。関係機関(保育園や幼稚園等)にも参加を呼びかけ、一緒に話し合うことで子どもを共通理解できる場ともなっている。令和元年度は、年間を通して中京学院大学の保育科講師を、研修の一環として継続的に受け入れた(1回/月程度)。療育に入ってもらった事で、子どもの発達を再確認するとともに、客観的な視点で支援について捉える機会となった。また、親子の愛着関係について、一緒に研修会を行う等、職員の専門性の向上を図る機会にもなった。	19
⑤	保護者に対する研修会の実施			・講演会(2回) 11/18 保護者向け講演会(大湫病院 関医師) 参加者 37名 1/20 子育て講演会(水野香代先生) 参加者 55名	17	・講演会(2回) 11/10 保護者向け講演会(大湫病院 関医師) 参加者 29名 1/11 子育て講演会(水野友有先生) 参加者 33名	発達支援・保護者支援・地域子育て支援の一環として、保護者を含め広く関係者を対象とした講演会を実施し、保護者の学びの機会とするとともに、子育てや発達支援に関する理解の促進を図った。特に関医師の講演会については、保護者の気持ちに寄り添いながら、発達への理解・成長の見通し等について保護者と職員が共に学ぶよい機会となっており、親の会の協力を得て、毎年継続して実施。内容は、保護者のニーズや通園児の状況により、講師と打ち合わせを重ねながら実施し、保護者がしっかり話を聞けるよう、できる範囲で通園児の託児等も行っている。今後は幼稚園、保育園の職員等の関係者にも参加を呼びかけ、知識の共有を深めたい。いずれの講演会も、参加できなかった保護者に対し、講師の了承を得て、資料の提供や希望があった場合に音声データを提供(講演会の内容を録音したCDの貸し出し等)し、研修の内容が共有できるように努めている。	18

(3) 自主事業の企画・運営・実施状況

項目	具体的な取組み	目標	平成30年度の実施状況	平成30年度の 評価 (20段階)	令和元年度の実施状況	令和元年度の取組み、成果、課題分析、評価	令和元年度の 評価 (20段階)	
①	外部医師等による診察及び訓練の実施	園内たより等で受診希望者を募り、受診を打診。	ニーズに応じた訓練や相談を提供する	・言語療法士による相談指導 年3回 6/16、9/8、2/16 ・音楽療法 月1回実施	17	・言語療法士による相談指導 年3回 6/15、9/7、2/15 ・音楽療法 月1回実施	ことばの発達についてのニーズが高かったため、土岐市総合病院の浦本言語聴覚士による相談会を年3回実施。保護者の継続的なニーズとして音楽療法を毎月実施。ここ数年、同じ先生に継続して指導していただいている。講師と事前の打ち合わせを密に行い、子どもの発達や特性に応じて指導方法を工夫することで、子どもの育ちや変化を捉えることができ、保護者と一緒に子どもの成長を喜ぶことができています。	17
②	療育サポート	一時預かりによる療育を実施。	依頼があれば、できるだけ受け入れる。	年間123人実施 緊急的なサポートとして実施。	17	年間131人実施 緊急的なサポートとして実施。	保護者やきょうだいの都合で療育が途切れないことを目的としている。年度初めに周知し、有効利用を促した。サポート制度を利用しながら、療育に継続して通ってくださる方は増加傾向にあり、保護者の状況に応じて制度の活用を促している。	18
③	摂食指導の実施	特に未就園児グループの親子に対して指導を実施。	保護者に対して食について学ぶ機会を設けるとともに、食事についての適切な支援を行う。	未就園児グループの親子に対し指導した。 未就園児 週1回実施 6月に栄養士による栄養指導を実施	18	未就園児グループの親子に対し指導した。 未就園児 週1回実施 6月に栄養士による栄養指導を実施	未就園児は、グループ療育の中で、楽しく親子で食事をしながら、咀嚼、姿勢、偏食について保護者と課題を共有し、スプーンや箸等道具の使い方の支援を実施。民間の弁当で実施することで、普段食卓に出ないおかずでも、食べられる物や嫌いなものを保護者が知る良い機会となった。その他の通園児に関しては、クッキングの時間を利用して、食べ方について確認したり、児に応じて園での給食の様子を見に行き、個別の課題を把握することに努めた。	18
④	なないろ広場	児童センターにおいて、集団参加しにくい等、緩やかな配慮が必要な親子を対象として親子での遊びの機会を提供する。	療育指導員も協力し、児童センターの児童厚生員が中心となって、少人数で話しや活動がしやすい状況で子育て支援を行う。	滝呂児童センター 月1回	16	滝呂児童センター 月1回	児童館との共催事業として連携して行っている。発達支援センター利用終了後、地域で親子をサポートしていく場としても充実を図っている。子育てに緩やかな配慮や支援をもとめている親子にとって参加しやすく、より多くの児童館・児童センターで実施し、各地域に支援を広げることが求められる事業と捉えている。活動の内容や実施方法、回数については、児童センターの実情の確認と併せて協議し、療育の待機児童の地域での見守りの場としての理解を求めた。	16
⑤	地域との連携	地域住民の方を巻き込んだおまつりの実施。	発達支援センターを知ってもらうために、地域住民の方と交流できる機会を設ける	・上原公民館まつり 6/17 ・ひまわり夏まつり 7/28 (台風の為中止) ・笠原ふくしままつり 10/21 ・クリスマスリース作り 12/5.7.13 ・ファミリーコンサート 12/9 ・クリスマス会 12/17 ・地域交流事業 2/23 ・療育中のきょうだいの託児ボランティア ・地域の園芸福祉士による花壇や畑の整備	19	・上原公民館まつり 6/16 ・ひまわり夏まつり 7/27 (台風の為中止) ・笠原ふくしままつり 10/20 ・クリスマスリース作り 12/9.10 ・クリスマス会 12/16 ・地域交流事業 3/21 (感染症対策のため中止) ・療育中のきょうだいの託児ボランティア ・地域の園芸福祉士による花壇や畑の整備	地域のまつりに制作コーナーを設定したり、親の会と一緒にゲームコーナーを出し、地域の方に施設の概要を知ってもらえるよう努めている。また、発達支援センターひまわりで行う夏まつりやクリスマス会の際に、地域の方やボランティアの方、卒園児等をまねき、交流の機会を設けている。平成30年度から、近隣住民との交流を図る為、パフォーマンスショーの観覧等の行事を実施している。令和元年度も3月実施するよう企画し、周知していたが、感染症対策のために中止(延期)となった。今後は感染症対策に配慮しながら検討していきたい。親子療育の際、通園児兄弟を託児していただくために、地域の方を中心にボランティアの依頼を実施。合計7人のボランティアの方に、療育日に交代で来ていただき、1～5人の兄弟の託児にご協力いただけた為、保護者が安心して通園児と関わりながら療育を行う事ができた。また、託児ボランティアを通して、施設についても知っていただいたり、行事に参加していただく等職員と交流を図る機会となった。地域の園芸福祉士の方とは、畑や花壇の整備・保護者のリフレッシュのためのクリスマスリース作り等を通して、職員や通園児・保護者との交流を図っている。	19
⑥	他機関との連携	関係機関との会議や研修会への参加。	関係機関と情報・知識の共有をする。	・多治見市発達支援委員会 1回/月、適宜 ・多治見市保育研究会支援児部会参加 5回/年 ・教育委員会との保育園・幼稚園巡回訪問 6・7月 ・通級指導教室研修会参加 7/26・8/24・11/27・3/14 ・研修講師派遣(通級研・保育研) ・子育て相談会 5/24・7/23 ・岐阜県障害幼児指導方法研究会参加 ・東濃地区障害児指導方法研究会参加	18	・多治見市発達支援委員会 1回/月、適宜 ・多治見市保育研究会支援児部会参加 5回/年 ・教育委員会との保育園・幼稚園巡回訪問 6・7月 ・通級指導教室研修会参加 4/11.7/24.8/26.10/30.2/10.3/11 ・研修講師派遣(通級研・保育研) ・多治見市公立園副園長会講師 8/21 ・子育て相談会 5/23・8/22 ・岐阜県障害幼児指導方法研究会参加 ・東濃地区障害児指導方法研究会参加	通園児の療育開始前から卒園まで関係機関と連携し、子どもに適切な支援ができるよう、情報共有に努めている。特に、多治見市の保育研究会の支援児部会では運営委員として部会の取りまとめに協力した。部会の中では、多治見市の幼稚園・保育園の子ども支援方法について交流し、学び合う事を大切にしながら多治見市の支援が充実するよう努めている。令和元年度は、支援児部会の学習会において、発達支援センターの概要や支援・子どもの捉え方についてワークショップ形式の研修会を実施。その他にも、教育委員会からの依頼により、市内の通級指導教室の指導教員・職員等に向けて、講話を実施し、小学校の言語通級や発達通級の先生方と授業公開や研修等の機会を設け、指導方法等の交流研修を行うことで、情報の共有と知識・技術の向上に努めている。通園児の就学については、巡回訪問等の際に学びの場について一緒に考えたり、発達支援センター卒園後も途切れなく支援されるように教育委員会と連携している。発達支援に関する知識や技術を学ぶことで、職員の資質向上を図る為、県下の療育機関や東濃地区の療育機関の公開療育や研修会にも積極的に参加している。	18